

持続可能な開発目標（SDGs）を 桐生市のまちづくりに生かす条例

桐生市議会議員（前総務委員会委員長／現議会運営委員会委員長）
桐生市議会事務局議事課庶務担当

山之内
（川田）
匠肇

国際社会の共通目標であるSDGsの理念を踏まえ、市民、関係自治体、民間企業、NPO等の広範で多様な主体及び関係者並びに市が相互に連携し、パートナーシップを構築し、市及び地域社会を取り巻く諸課題を統合的かつ横断的に解決することにより、持続可能なまちづくりを目指すことを目的とした条例。SDGsに係る議員提案条例としては全国初。

1 はじめに

桐生市議会が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）」を桐生市のまちづくりに生かす条例」については、その原点として桐生市議会の本気の議会改革がありました。

議会改革第一期と言える平成23年から平成26年までは、議会基本条例の作成に取り組み、議会改革の基礎を作りました。さらに、条例に勢いを得て、議会報告会を始め、インターネット中継、SNSの活用、FM放送番組などの「情報発信」策を次々に繰り出しました。議会改革第二期となる平成27年から平成31年までは、次のステップとして「いちばん身

近な頼れる議会」を目標に掲げ、「市民の声を積極的に聴いて、議会がそれを政策化する」ため、「住民参画」策と「議会権能強化」策に力を入れました。

2 条例制定に至った背景と経緯

こうした議会改革の一環として「委員会機能の強化」に取り組み中で、各常任委員会においてそれぞれの所管事務における政策提案・提言や条例制定を目指す活動に取り組んできました。その中で総務委員会として注目したのが、持続可能な開発目標（SDGs）です。

SDGsとは、2015年9月に国連にお

条例制定にむけて協議を重ねる総務委員





いて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年に向けての国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」との理念の下、持続可能な世界を実現するために掲げられた17の目標・169のターゲットで構成されており、世界中の国々がその達成を目指しています。委員会では、これらの目標は、経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発に対して統合的な取組として推進するものであ

り、多様な目標やターゲットの追求は、地域における諸課題の解決に貢献し、地域の活性化を推進するものである、などのSDGsに内包されたメッセージを学び、議論を深めていきました。そして、SDGsの理念や目標達成への取組が、少子高齢化、人口減少など様々な課題を抱える我が地域の「未来の姿」。「あるべき姿」を創る原動力になるとの確信に至り、平成29年度当時全国でも例のない、SDGsをまちづくりに生かすという趣旨の条例策定に挑むことになりました。

3 議会側から条例を提案する意義

「持続可能な開発目標（SDGs）」を桐生市のまちづくりに生かす条例」の一番の特徴は、行政側ではなく、議会側からの提案で制定された条例であるということです。

ここで、議会側から提案する意義について述べさせていただきます。それは、端的に申し上げて、議会は、多様な民意・意見を受け止めるのに適している、つまり、受け皿が広いということです。SDGsの広範な取組の推進には、国や自治体、市民、事業者、各種団体等の活動促進やパートナーシップの構築などが非常に重要なポイントとなりますが、それらは最終的には、（生活者又はそれ

ぞれが属する団体等の一員としての）私たち一人一人の意識や心掛け、そして行動のちよつとした変化・変革という部分に結実していくものであると感じます。つまり、捉え方や活動内容が多様であり、取組の間口も広いということです。

そういう意味では、日々、政治と生活者をつなぐ、正にその最前線で、多様な民意と接しながら活動している地方議会、議員が、「様々な課題をどのように解決していったらよいか」、「それらにSDGsをどのように活用していくべきなのか」という観点を持ちつつ、議論→合意形成→その成果として条例を仕上げていくという活動に挑むことは、その本来の機能や使命に照らしても、より適していると言えるのではないのでしょうか。ましてや、党派、会派を超えて委員が構成される委員会というのは、より多様な民意を踏まえた議論が可能となる利点も有していると言えます。

条例の策定においては、そのような意義を確認しながら、時間をかけて議論を進めてまいりました。

4 条例の内容・設計の解説

それでは、ここからは、条例の中身について触れていきます。本条例は、前文及び全10

条で構成されています。

(前文)

まず前文では、SDGs及びその取組、そして条例制定の意義等について広く述べておられますが、ここでは、SDGsの取組は、私たち一人一人が、自分自身を「目標達成に向けての当事者」として捉え、関わっていくことがいかに重要であるか、ということを強調させていただきます。

(第1条・第2条)

第1条、第2条では、そのようなSDGsの取組によって、我が市、我が地域を取り巻く諸課題を統合的かつ横断的に解決することにより、持続可能なまちを目指すことがこの条例の目的、理念であるということ述べています。

ここで強く伝えたいことは、その取組において、市民、関係自治体、民間企業、NPO等の広範で多様な主体及び関係者（以下「各ステークホルダー」という。）が「SDGsが示す未来」に基準を合わせ、相互に連携する、パートナーシップを構築することが重要であるということです。これにより、自治体の事業においては、既存の仕組みに囚われないう、部署横断、横連携による住民サービスの向上が図られ、また、いわゆる官と民の連携についても、新たな仕組みや価値創造の可能

性が拡がるものと確信しております。

(第3条)

第3条「市の責務」については、ポイントを大きく二つ挙げました。

第一に普及・啓発、さらにこの条例の目的達成のために必要な施策を総合的に実施するということ。第二に、そうした活動を行う場合においては、市の実情をしっかりと把握するとともに、各ステークホルダーとの協力によって効果的に施策を実施するということです。

「誰一人取り残さない」という理念が示すとおり、SDGsは全ての人を対象者となります。よって、その取組においては、個人・団体を問わず、それぞれがSDGsの掲げる目標やターゲットを「自分ごと」として捉えて行動に移すという力強いプロセスが必要です。そのために、市は実情把握に基づき、広域かつ丁寧な情報の提供による普及・啓発に努めるとともに、それぞれの場面に応じた各ステークホルダーとの協力によって、持続可能なまちを目指すための施策を総合的に実施するということを、その責務として明文化しました。

(第4条・第5条)

第4条「事業者及び関係団体の役割」、そして第5条「市民の役割」については、それぞれが、力強いプロセスを生み出す主体であ

るということを示すため、その役割として、SDGsへの理解に努め、事業や日常活動において、自主的にSDGsの推進に資する取組に努めるとともに、市及び各ステークホルダーが実施する施策及び取組に協力し、相互パートナーシップの構築に努めるということを明文化しました。

この部分で強調したかったのは、SDGs達成への取組は、国・自治体レベルはもとより、市民・事業者等が「自分ごと」として行動し、課題解決に向けて働き掛けるなど、市民社会の力強い後押しが絶対に欠かせないということでした。

(第6条)

第6条「議会及び議員の役割」は、本条例を議会側から提案するということを踏まえ、その役割について述べています。

この部分のポイントは、議会及び議員に対し、この条例の進捗状況を評価するといった、いわゆる監視機能にとどまらず、必要に応じて政策提言を行うことを、その役割の一つとして課していることです。本稿の冒頭で、桐生市議会の議会改革の一環としての議会活動の強化について述べましたが、本条例においても、その一貫した方針・姿勢を盛り込みました。

この条文を基に、市民生活、市政全般に関

係するSDGsの取組に関し、議会及び議員として「受け身」としての監視機能にとどまらず、「自発・能動」としての政策提言を行うことで、その機能を十分發揮していくことが求められることになります。

(第7条)

第7条「施策の基本方針」は、SDGsを推進するに当たっての市の施策の基本方針について、①市政への反映、②行政職員への理解の徹底、③多くの市民、事業者、関係団体等(条例では「市民等」と表記。本稿においても以下同様)への理解推進、④各ステークホルダーの自主的な取組への協力の4点にわたって述べています。

桐生市では、令和元年10月現在、令和2年度からスタートする次期総合計画に関し、SDGs達成に向けた観点を取り入れた計画づくりを進めています。本条では、それを柱としながら、総合戦略、各種基本計画との調和に留意した上で、SDGsを市政に反映させるための政策ビジョンの策定、そして、理解徹底・促進という部分での行政職員に対する研修の充実、市民等に向けた講演会やイベント等の積極開催、更には各ステークホルダーとの連携及びパートナーシップを構築するための協力といった事項を基本として、総合的かつ効果的に施策を実施することを市の施策の基本

方針として定めています。

(第8条)

第8条「市民等の意見の反映」は、市民等の意見の反映の必要性について述べています。このことは、行政運営全般において言えることですが、とりわけ、市民等の生活・活動現場などあらゆる場面において関係があるSDGsに関する施策の実施においては、より市民等の声をしっかりと拝聴し、それらを反映させることが必要であるということを、本条で改めて明文化しました。

(第9条)

第9条「財政上の措置」は、SDGsに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを述べています。

この財政上の措置に関してですが、桐生市議会では平成30年度より、市民や各種団体のご意見等を常任委員会で協議した上で、執行部に対して、次年度予算編成前に当初予算要望書を提出するという活動をスタートさせました。その中で、当時の総務委員会においては、本条例の策定と並行しながら、市民はもとより、商工会議所や商工会の代表との協議を経て、SDGs推進に向けた取組について要望をまとめたという経緯があります。予算というものは、その実の部分を担当するもので、本条では、理念や観念論に終始することなく、

実の部分もしっかり整えるという意識が込められています。

(第10条)

そして最後の第10条「実施状況の公表及び情報発信」では、市が行う施策の実施状況等を公表するとともに、各ステークホルダーが実施する取組の状況等の情報発信に努めることを明文化しました。

SDGsをまちづくりを生かしていくために大事なポイントは、的確な情報発信や共有により、どれだけ多くの人々の認識や共感の輪を拡げてつなげていくことができるのか、であると思います。そして、それにより、「このような課題もSDGsでアプローチできる、解決へと導ける」、「これなら私、私の家族、私たちの会社・団体でもできるかもしれない」、さらには、「私、私たちの取組をもっと知ってもらおう」、「あの人たちと一緒にやれば、もっと上手くいくかもしれない」、「行政とどのような連携ができるだろうか」など、様々な広がりや連携、パートナーシップの構築が生み出されていくものと確信しております。市には、そのような観点で積極的な情報収集、情報発信に努めていただきたい、との想いを本条に込めました。

5 結びに

SDGsが示す未来とそれぞれが密接に係し合う17の目標の達成に向けて、「誰でも必ず何かできることがある」、そしてその活動の連鎖、広がりこそが、持続可能なまちや社会、ひいては「誰一人取り残さない、誰も置き去りにしないような平和な世の中」を創造する礎となる……。本条例の制定を契機に、そのような想いを市民の皆様と共有できるように、これからも議会としても、丁寧な周知や啓発に努めていく決意を申し上げます、本稿の結びとさせていただきます。

●第48号(2017年2月発売) 定価(本体1,150円+税)

・特集 地域資源の活用と自治体

地域資源をいかに展開するか
「ふるさと名物応援宣言」の実施状況と成果
人が自ら動く仕組みづくり ～地域ブランド戦略のポイント～
日南市におけるマーケティング戦略
西粟倉村 百年の森林構想
長島町 食のブランドづくり
小値賀町 観光資源は「島の暮らし」
気球の飛ぶまち加西条例 ～気球が³つなぐ市民とまちづくり～
八幡浜ちゃんぽん振興条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

野洲市くらし支えあい条例
徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

・トピックス

空家法の実施状況と運用上の課題
公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の解説

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール(通話料無料) | TEL: 0120-953-431 | Web | URL: <https://gyosei.jp>
受付時間: 月～金 9時から17時 | FAX: 0120-953-495 | サイ

